

那覇市空家等管理活用支援法人の指定に関する方針

令和7年9月10日

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)について、当分の間、支援法人の指定は行わないこととする。

付 則

- 1 この方針は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市空家等管理活用支援法人の指定等に関する審査基準(令和5年12月11日決裁)は、廃止する。